

## 第2節 自然環境保全に関する施策

### 1 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた総合的な取組の推進【自然環境課】

#### (1) 国の対応

1992年（平成4年）に採択された**生物多様性条約**は、第6条において生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略の策定を各国に求めています。これに対して国は、平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、平成14年には1回目の改定を行いました。更に、その後の国内外の状況変化に対応し、平成19年には「**第三次生物多様性国家戦略**」が閣議決定されました。

平成20年6月には**生物多様性基本法**が施行され、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則とその方向性を示すことにより関連する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。平成22年3月には法に基づく初めての生物多様性国家戦略となる「**生物多様性国家戦略2010**」が閣議決定されました。

そして、平成22年10月には、環境分野としては世界最大規模の国際会議である**生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）（カルタヘナ議定書第5回締約国会議（COP-MOP5）を含む**）が愛知・名古屋で開催されました。

#### (2) 県の対応

昭和48年に、高度経済成長期の乱開発から自然環境を保護することを目的とする**自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例**を制定しました。この条例では、「自然環境保全地域の指定」、「大規模な宅地の造成等の規制」、「緑化の推進」の3つを政策の柱としていました。

その後、自然環境を取り巻く状況は変化し、平成19年3月には**愛知県環境審議会**から「今後の自然環境保全施策の基本的な方向」についての答申がありました。これを受け、県は、生物多様性を施策の基本理念に位置づけ、多様な生物が息息・生育できる生態系ネットワークの維持・形成、本県特有の希少野生動植物種の保護など、新たな政策を追加する条例改正を平成20年3月に行いまし

た。

この改正条例を受け、平成21年3月には、先導的な施策の行動計画である「**あいち自然環境保全戦略**」を策定しました。今後、COP10で示された生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」を踏まえた新たな戦略を策定し、恵み豊かな生物多様性を育む地域づくりをとおして、人と自然の共生を実現する取り組みを進めていきます。

### 2 自然公園の保護と利用【自然環境課】

#### (1) 自然公園の指定状況

本県は、海岸、島しょ、山地、河川等の優れた自然の風景地に恵まれています。これらを保護し末永く後世に引き継ぐとともに、誰もが野外レクリエーションを楽しみ、動植物や地質などの自然を学ぶことができるように指定された地域が自然公園です。

自然公園は、土地の管理権の有無を問わずに環境大臣又は県知事が指定することができ、一定の公用制限のもとで風景の保護を図るという「地域制」の公園です。地域内では林業や農業が営まれ、自然公園であると同時に産業の場、生活の場ともなっています。

県内には、**自然公園法**に基づく4つの国定公園と**愛知県立自然公園条例**に基づく7つの県立自然公園が指定されています。（図9-2-1）

本県の自然公園の陸域総面積は88,873haで、県土面積の17.2%を占めており、これは全国平均の14.3%を上回っています。

これらの自然公園は昭和33年から45年にかけて指定され、公園ごとに定められた公園計画により管理されています。また、土地利用状況の推移等を踏まえながら区域及び公園計画について順次見直しを行い、自然公園の保護及び利用の適正化を図っています。

#### (2) 自然公園の管理

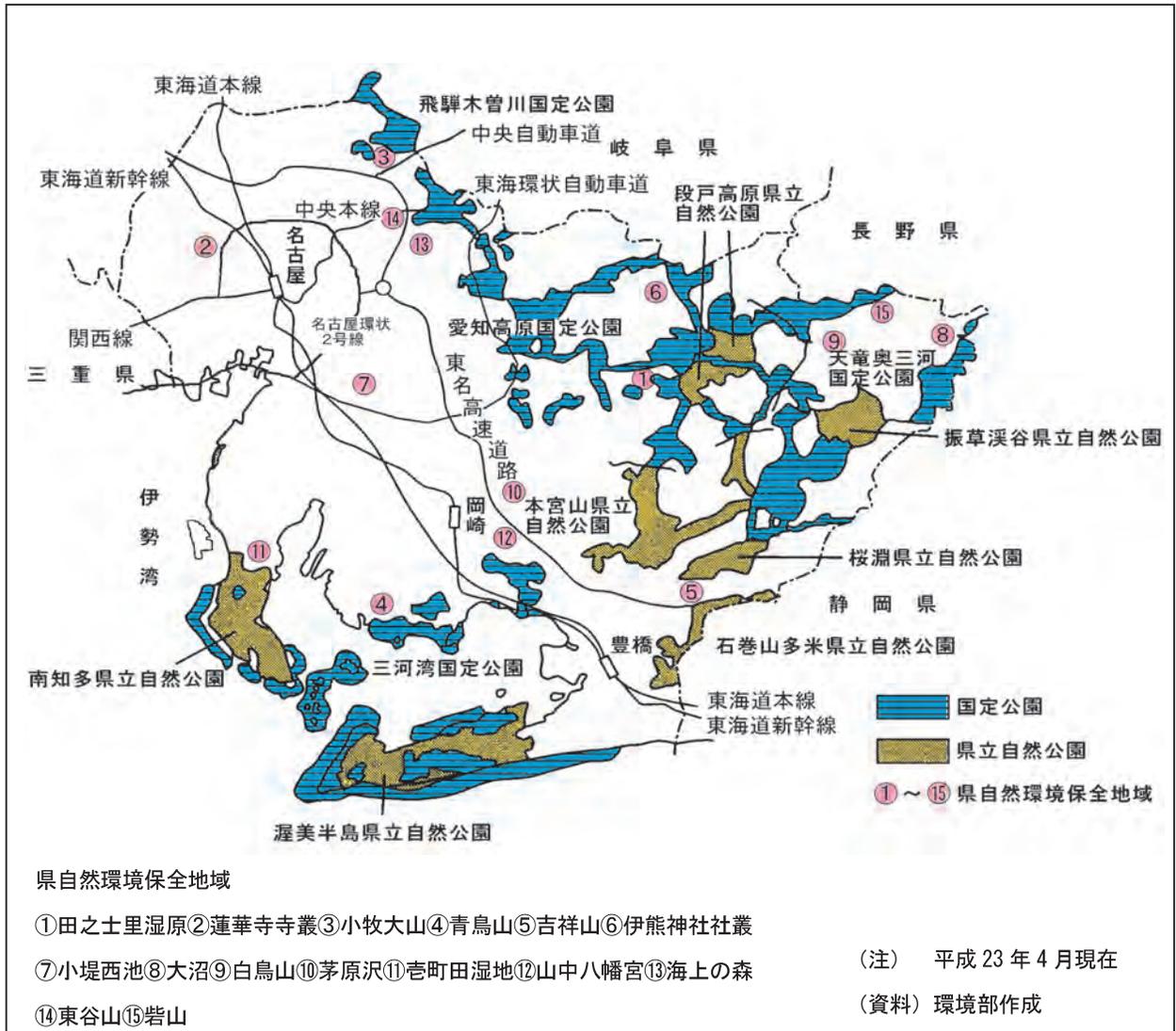
##### ア 風致景観保護のための行為規制

自然公園の優れた風景地を保護するため、公園計画に基づき区域内に特別地域及び特別保護地区

(県立自然公園は特別地域のみ)を指定し、地域内の風致や景観を損なう現状変更行為等を規制(許可制)しています。その他の区域については、普通地域として、公園の風景に支障を及ぼすおそれのある一定規模以上の行為を規制(届出制)しています。平成22年度の公園内における**自然公園法**又は**愛知県立自然公園条例**による行為許可、届出の処理件数は計1,273件で、前年度の1,112件に比べ増加しています。

また、開発面積が、特別地域においては1ha以上、普通地域においては10ha以上になる大規模な開発行為については、学識者による自然環境の実態やそれに及ぼす影響等の事前調査を事業主体の責任において実施させ、自然公園の保護を図っています。

図 9-2-1 愛知県内の自然公園・自然環境保全地域の指定状況



### イ 自然公園施設の整備

自然公園資源を生かし、自然と親しむことで人々の保健や休養に資するとともに自然保護に対する認識を深めることを目的として、県は、面ノ木公園施設を始めとする3つの自然公園施設や総延長211km(県内)の東海自然歩道を設置しています。

県はこれらの施設について標識、便所、休憩所などの整備・修繕を順次進めており、平成22年度は主に面ノ木公園施設の再整備を行いました。なお、清掃や除草等の維持管理は地元市町等に委託しています。

また、環境省が主唱する「全国・自然歩道を歩こう月間」(毎年10月)に合わせ、人々の自然への理解を深めることを目的とした「全国・自然歩

道を歩こう大会「愛知県大会」を愛知県ウォーキング協会と共催で実施しています。平成22年度は瀬戸市内約10km・5km・3kmのコースで開催しました。

### 3 自然環境保全地域の保全【自然環境課】

#### (1) 自然環境保全地域の指定及び現況

優れた自然環境を保全するには、開発の影響を受ける前に先取的に保全を図ることが肝要です。こうした趣旨から、県は、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域として指定し、その保全に努めています。平成22年4月には、名古屋市の東谷山及び豊根村の岩山を、それぞれ県内14番目及び15番目の自然環境保全地域に指定

しました。

今後も、優れた自然環境を有する県内地域を自然環境保全地域に指定し、適切な保全を図っていきます。

(2) 自然環境保全地域の維持管理

自然環境保全地域を適切に保全するには、人為的改変を極力防止するとともに生態学的な見地に基づいた保全を図らなければなりません。こうした趣旨に沿って、県は次のような方策によりその維持管理に努めています。

ア 保全事業等の実施

良好な自然環境を保全するための巡視歩道の補修、除草等の維持管理を実施しています。

イ 監察の実施

県、地域環境保全委員が、地元市町村の協力を得ながら監察、巡視等を行い、環境破壊の防止に努めています。

ウ 追跡調査の実施

動植物及び地形・地質の学識者で構成する県環境審議会専門調査員による追跡調査（現地確認調査）を定期的の実施し、生態学的見地からの環境

変化のチェックをしています。

〈平成 22 年度追跡調査地域〉

小牧大山、吉祥山、小堤西池、茅原沢、海上の森

4 生態系の保全

(1) あいち生態系ネットワークの形成【自然環境課】

第1部総説において記載

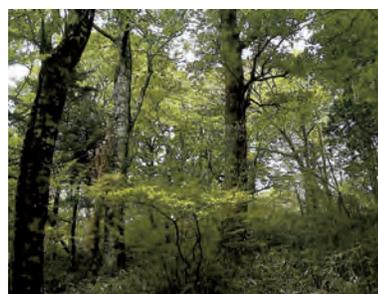
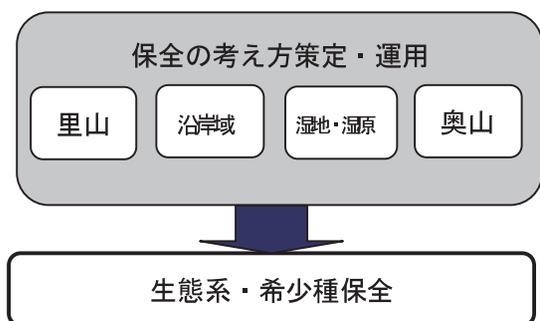
(2) 「生態系保全の考え方」の策定【自然環境課】

希少種の保全には、特定の地域における個別種の保全のみでは不十分であり、希少種の生息・生育環境により分類された生態系を単位とした保全策を講じていく必要があります。

このため、県は、保全すべき生態系を「里山」、「沿岸域」、「湿地・湿原」及び「奥山」の4つに区分し、平成 14 年度以降順次、生態系ごとの保全の考え方を策定しました。

表 9-2-1 「生態系保全の考え方」等の策定状況

名称（策定期期）	内容・特色
里山生態系保全の考え方 (平成 14 年度)	オオタカ等猛禽類の生息環境を里山生態系の指標とした。
沿岸域生態系保全の考え方 (平成 16 年度)	沿岸域の生物生息機能や水質浄化機能に着目し、保全の考え方を示した。
湿地・湿原生態系保全の考え方 (平成 18 年度)	湿地・湿原の保全活動を行う際の考え方等を示した。
奥山生態系保全の考え方 (平成 20 年度)	奥山を人と自然が共生し多様な生き物が生息・生育できる場とすることを目指す環境カルテを示した。



面の木峠ブナ林

（3）希少種保護のための種と保護区の指定【自然環境課】

県は、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例を平成20年3月に改正し、希少な野生動植物の保護を図るため、絶滅のおそれのある種の中でも特に保護の必要がある種を、指定希少野生動植物種に指定して捕獲や採取等を規制することや、特に生息・生育地の保護を必要とする種について

生息地等保護区を指定することにより、環境改変行為や立ち入り等の規制を行うことなどを新たに決めました。

指定希少野生動植物種については、平成22年3月に11種を指定しました（表9-2-2）。今後、生息地等保護区についても指定を行い、希少野生動植物の保護を図っていきます。

表 9-2-2  
指定希少野生動植物種（平成22年3月30日指定）

鳥類	コノハズク
爬虫類	アカウミガメ
両生類	ナガレタゴガエル
淡水魚類	ウシモツゴ
昆虫類	ヒメヒカゲ
クモ類	ミカワホラヒメグモ
貝類	オモイガケナマイマイ
維管束植物	ナガバナノイシモチソウ
	シロバナナガバナノイシモチソウ
	ハギクソウ
	ナガボナツハゼ



アカウミガメ（写真提供：豊橋市）



ハギクソウ

（4）レッドデータブックあいちの作成【自然環境課・環境調査センター】

メダカやゲンゴロウなど、かつては身近に見られた生き物や、湿地・湿原や干潟など限られた環境にしか生きられない生き物などの希少な野生動植物を絶滅させないためには、絶滅のおそれのある種の生息・生育環境を的確に把握したうえで保全策を講じることや、希少な動植物の保全について県民の理解を深めることが必要です。

そこで、絶滅のおそれのある野生動植物の県内の生息・生育環境を把握・整理し、これらの種の適正な保全施策を推進するため、県は、平成21年3月にレッドデータブックあいちを改訂し、「レッドデータブックあいち2009」を作成しました。また、平成22年3月には「絶滅のおそれのある愛知県の野生生物 レッドデータブックあいち2009の概要」を作成しました。

## クローズアップ

～インターネット上に「絶滅のおそれのある愛知県の野生生物 写真図鑑」を開設しました～

県は、絶滅のおそれのある野生生物の現状を的確に把握し、その保護と生物多様性の保全を図るため、平成21年に「レッドデータブックあいち2009」を作成しました。

このたび、さらに理解を深めていただくため、「レッドデータブックあいち2009 動物編」から、ほぼ全種の写真を掲載した「絶滅のおそれのある愛知県の野生生物 写真図鑑」を、環境部 Web ページ「あいちの環境」内に開設しました。

この写真図鑑の特徴は次のとおりです。

- ・「レッドデータブックあいち2009 動物編」から、ほぼ全種（全528種中514種）の写真を分類群別に和名五十音順で掲載しています。
- ・各種のページには、できるだけカラー生態写真を掲載し、自然の中での生態をご覧いただくことができます（生態写真のない種は標本写真となります）。
- ・「レッドデータブックあいち2009 動物編」の解説ページへリンクし、特徴や生態等の詳細情報も合わせてご覧いただくことができます。

和名一覧表から見てみたい種を簡単に選ぶことができますので、是非アクセスしてみてください。

(写真図鑑 URL)

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/yasei/rdb/zukan/index.html>



### (5) 移入種対策【自然環境課】

人為的に海外から持ち込まれた外来生物の一部が、在来種を圧迫したり、在来の近縁な種と交雑することで生態系をかく乱したり、人の生命又は身体に影響を及ぼしたりすることから、平成17年6月に**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律**（外来生物法）が施行されました。これを受け、県では、この法律の規制内容や被害の予防方策の周知と啓発に努めるとともに、

特定外来生物の生息状況等の把握に努めています。

また、平成20年3月に**自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例**を改正し、人為的に移入された動植物種のうち地域の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのあるもの（以下「移入種」という。）の公表を行うことを決めました。

これまでに、平成22年6月に11種、平成23年3月に11種の計22種を移入種として決定、公表しました（表9-2-3）。今後も県民への情報提供

を行うことで県内の移入種における被害の予防方 策の周知と啓発に努めていきます。

表 9-2-3 生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種

哺乳類	ハクビシン	維管束植物	スイレン属 (ヒツジグサを除く。) ※1
鳥類	コブハクチョウ		ハゴロモモ
は 爬虫類	アカミミガメ		ハビコリハコベ (園芸名：グロソスティグマ) ※2
	ワニガメ		
淡水魚類	オヤニラミ		ナガバオモダカ
	カラドジョウ		キショウブ
	ナイルティラピア		トウネズミモチ
貝類	スクミリンゴガイ		タカネマツムシソウ
昆虫類	クワガタムシ科 (県内在来種・亜種を除く) ※3		ポンポンアザミ
	タイワンタケクマバチ		ノハカタカタクサ
	ホソオチョウ	モウソウチク	
	アカボシゴマダラ		

※1 スイレン属のうち、ヒツジグサは県内在来種であり、移入種ではない。

※2 当該種については、これまで和名が付けられていなかったため、園芸名についても表記した。

※3 県内在来の種または亜種であるミヤマツヤハダクワガタ、マダラクワガタ、チビクワガタ、ルリクワガタ、トウカイコルリクワガタ、ミヤマクワガタ、オニクワガタ、ノコギリクワガタ、ヒメオオクワガタ、アカアシクワガタ、コクワガタ、スジクワガタ、ヒラタクワガタ、オオクワガタ、ネプトクワガタを除く。



ワニガメ



スクミリンゴガイ (左)、卵塊 (右)



タカネマツムシソウ

## 5 野生鳥獣の保護管理

### (1) 鳥獣保護事業【自然環境課】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により、鳥類、哺乳類に属する野生動物の捕獲は原則として禁止され、その保護が図られています。

鳥獣の保護を推進するため、県は、国の基本指針に即して「鳥獣保護事業計画」(第10次の計画期間：平成19年8月1日から平成24年3月31日まで)を策定し、鳥獣保護区等の指定、鳥獣捕獲許可の許可基準、特定鳥獣保護管理計画の作成等について定めています。なお、平成22年度末の鳥獣保護区等の指定状況は表9-2-4のとおりです。

また、鳥獣保護事業を円滑に進めるため、52名の鳥獣保護員を県内各地に委嘱し、鳥獣保護区、休猟区などの管理、狩猟者の指導取締り、鳥類保護思想の普及啓発、鳥獣関係の諸調査等を行うとともに、傷病鳥獣の保護に関する相談委託業務として87名の指導獣医が保護指導に当たっています(表9-2-5)。

更に、鳥獣を始めとした野生生物の保護思想の普及啓発を図るため「野生生物保護実績発表大会」を開催し、平成22年度は、参加した小・中学校5校の中から、野生生物を知り、親しみ、守る優れた活動を行った岡崎市立宮崎小学校始め2校に知